

裁 決 書

審査請求人 住所 ○○○  
氏名 ○○○ 様  
処分庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が令和2年7月3日に提起した処分庁による令和2年4月6日付け行政文書部分開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和2年2月20日付けで審査請求人から行政文書開示請求書を受理した。
- 2 処分庁は、令和2年3月6日付け野総総第162号行政文書部分開示決定により、開示請求のあった行政文書の一部について開示するとともに、同日付け野総総第162号の2行政文書開示請求に係る開示等決定期間延長通知書により開示等決定期間延長を通知した。
- 3 処分庁は、令和2年4月6日付け令和元年度野総総第162号の2行政文書部分開示決定により本件審査請求に係る行政文書の部分開示（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 審査請求人は、野田市長に対し、本件処分を不服として、令和2年7月3日付けで審査庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき本件審査請求を行った。
- 5 審査庁は、審査請求書の内容を検討した結果、審査請求は、行政不服審査法に基づき適法になされたものであると判断した。
- 6 審査庁は、令和2年7月27日付けで行政不服審査法第9条第1項の規定に基づく審理員を指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知し、審理

手続を開始した。

- 7 審理員は、令和2年11月26日付けで審理手続を終結させた。
- 8 審査庁は、令和3年1月29日付けで審理員から審理員意見書及び事件記録の提出を受けた。
- 9 審査庁は、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号）第16条第1項の規定により野田市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した。
- 10 処分庁は、審理員意見書を踏まえて、改めて本件処分の妥当性について検討し、令和3年4月12日付け令和元年度野総総第162号の3行政文書部分開示決定取消決定通知書により本件処分を取り消し、同日付令和元年度野総総第162号の4行政文書部分開示決定を行った。

#### 審査請求人の主張の要旨

- ① 処分庁が部分開示した法律相談メモは、郷土博物館及び市民会館について特定の市民の利用を制限する件、同市民の文書開示請求についての対応に関する件に関し、事前に弁護士と協議した際に作成されたものであり、その後、市は前記の件に関して行政処分を行った。
- ② 市が行った郷土博物館及び市民会館の利用制限、公文書開示請求却下及び不服申立て却下の各処分は、その後、上記特定の市民が提起した裁判において違法と判断され、判決は既に確定している。
- ③ 野田市情報公開条例第6条は不開示情報を列挙し、同条第5号は「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示としているが、前記のとおり判決が確定している以上、条文上の各「おそれ」が生じる余地はない。
- ④ 市が、なぜ裁判所によって違法と認定されるような行政処分をするに至ったのかを検証するためには、行政処分に至る過程でどのような協議がなされたのかを知る必要があり、協議の内容を記載した法律相談メモの全面開示が不可欠である。

理 由

行政不服審査法第2条は、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができる旨規定しているが、ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者と解されている（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決）。

本件処分については、令和3年4月12日付け令和元年度野総総第162号の3行政文書部分開示決定取消決定通知書により取り消された。このことにより、本件処分は処分時に遡ってその効力が失われ、審査請求の対象となる処分が消滅していることから、審査請求人に本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるものとは認められない。

したがって、審査請求人は本件審査請求をすることについて法律上の利益を有しておらず、行政不服審査法第2条の「行政庁の処分に不服がある者」に該当しないため、本件審査請求は不適法である。以上のことから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年4月12日

審査庁 野田市長 鈴木 有

#### 教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。